

緊急事態宣言

発令中

東京都緊急事態措置

期 間

1月8日（金）0時から
2月7日（日）24時まで



詳細は防災HPから

区 域

都内全域

実施内容

- 都民の方へ : 不要不急の外出自粛
- 事業者の方へ : 営業時間短縮、
イベント等の開催制限

モニタリング分析の結果（1/6）

1 感染状況

<総括コメント（4段階）>



感染が拡大していると思われる



感染の再拡大に警戒が必要であると思われる / 感染が拡大しつつあると思われる



感染の再拡大に注意が必要であると思われる / 感染拡大の兆候があると思われる



感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

2 医療提供体制

<総括コメント（4段階）>



体制が逼迫していると思われる



体制強化が必要であると思われる



体制強化の状態を維持する必要があると思われる / 体制強化の準備が必要であると思われる



通常の体制で対応可能であると思われる

外出の自粛

外出自粛の要請

- **不要不急の外出は自粛**してください。
特に、20時以降の外出はやめてください。
- **買い物や通院など、必要な外出も短時間**で。
- **不要不急の都県境をまたぐ移動も自粛**を。

出勤者7割削減

- 「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施やローテーション勤務等により「出勤者数の7割削減」を事業者の皆様にご要請

「東京ルール宣言企業」への制度融資の優遇措置（年度内）

- ・ 制度融資の信用保証料補助を全額補助

宿泊施設を活用したテレワーク支援事業の拡充等（年度内）

- ・ 多摩地域の宿泊施設をサテライトオフィスとして都が提供
（今日から宿泊施設の公募を開始）

など

緊急事態宣言下における都庁の体制

◆ テレワークを週4回目安に実施し出勤抑制

- ※ 感染症対策への従事職員等を除く
- ※ 都民サービスの体制は維持

◆ オフピーク通勤の徹底

- ※ 業務のため出勤が必要な場合

◆ 20時完全退庁の推進

- ※ 感染症対策への従事職員等を除く

施設の使用制限（飲食店）

営業時間短縮の要請

業 種：**飲食店等**（宅配・テークアウトサービスは除く）

営業時間：**朝5時から20時まで**
（**酒類の提供は、11時から19時まで**）

対象地域：**都内全域（島しょ地域を含む）**

期 間：**1月8日（金）から2月7日（日）まで**

対象施設一覧（飲食店等以外）

施設	内容
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	以下にかかる協力依頼 ・ 営業時間短縮 （朝5時から20時） ・ 酒類の提供 （11時から19時） ・ イベント関係施設 （人数上限5,000人、 かつ収容率50%以下）
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂、展示場	
物品販売業を営む店舗（1,000平米超）	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設又は遊技場	
博物館、美術館又は図書館	
サービス業を営む店舗（1,000平米超）	
ネットカフェ、漫画喫茶	
商業施設（1,000平米以下）	
大学、学習塾等	感染防止対策の徹底の協力依頼

イベント等の見直し

イベント等の開催制限

内容：人数上限**5,000人以下**、かつ、収容率**50%以内**

期間：1月12日（火）以降

（その他協力依頼事項）

- **延期**や**オンライン開催**、**規模の縮小**、**無観客**での開催などの検討を。
- 開催する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、**開催時間を20時まで**とすることも検討を。
- **スポーツなどのイベント後の会食は禁止**

新型コロナウイルス 緊急事態宣言発令中



<緊急事態宣言対象地域>

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

緊急事態宣言

発令中